



島根県報

令和2年1月10日（金）

第 7 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (農 村 整 備 課) 2

【告 示】

令和元年度第4次自衛官募集 (防災危機管理課) 2

生活保護法の規定による医療機関の指定 (地 域 福 祉 課) 3

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 3

介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (高 齢 者 福 祉 課) 3

土地改良区の清算人の退任の届出 (農 村 整 備 課) 3

換地計画書の縦覧 (") 4

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 4

保安林の指定 (") 5

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生 (水 産 課) 5

【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 (農 業 経 営 課) 5

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 6

【正 誤】

令和元年12月13日付け島根県報号外第82号中 (道 路 維 持 課) 6

公布された条例等のあらまし

◇島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第1号）

1 規則の概要

島根県土地改良財産の処分に関する条例の規定による土地改良財産の無償譲渡に関し、対象となる事業を追加することとした。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月10日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第1号

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則（平成8年島根県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年29農振第2711号）に基づく事業

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示**島根県告示第3号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、令和元年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和2年1月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集種目

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

2 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者

3 応募期間

第10回 令和2年1月14日（火）から同月30日（木）まで

第11回 令和2年2月3日（月）から同年3月5日（木）まで

4 試験期日

第10回 令和2年2月1日（土）

第11回 令和2年3月7日（土）

5 試験場

陸上自衛隊出雲駐屯地

出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

6 試験科目

- (1) 筆記試験（国語・数学・社会・作文）
 (2) 口述試験・適性検査・身体検査

7 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

8 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年1月10日

島根県知事 丸山達也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
むらた耳鼻咽喉科	雲南市三刀屋町三刀屋1212-54	令和元年12月1日

島根県告示第5号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年1月10日

島根県知事 丸山達也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ホワイト歯科医院	雲南市大東町大東1622-4	令和元年10月31日

島根県告示第6号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定により告示する。

令和2年1月10日

島根県知事 丸山達也

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
大橋清秀	介護療養型医療施設 神在坂クリニック 大橋整形外科医院	浜田市長沢町1451	令和元年12月31日

島根県告示第7号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和2年1月10日

島根県知事 丸山達也

邑智郡川本町土地改良区

1 退任した清算人の氏名及び住所

三宅 実 邑智郡川本町大字多田35番地20
 松井 紹憲 邑智郡川本町大字三原351番地
 遠藤 幸秀 邑智郡川本町大字川本1958番地2
 日笠 一郎 邑智郡川本町大字川下2196番地
 伊藤 隆男 邑智郡川本町大字小谷52番地
 山根 昭久 邑智郡川本町大字三俣135番地
 市原 義弘 邑智郡川本町大字南佐木407番地
 浅原 和夫 邑智郡川本町大字田窪632番地

2 退任年月日

令和元年11月29日

島根県告示第8号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年1月10日

島根県知事 丸山達也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
雲南北地区（昭和工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第9号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年1月10日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

江津市跡市町1103、1107、3651、3652、3653（次の図に示す部分に限る。）、3656から3659まで、3832、3832-1、3833-1、3835から3838まで、3840から3843まで、3844-1、3844-2、3845、3846-2から3846-4まで、3847、3848-1、3849から3854まで、3850-1、3855-1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年1月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町菅原425、425-1、1437、1438、1439-1から1439-4まで、1439-6から1439-9まで、1439-12、1439-13

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第11号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和2年1月10日

島根県知事 丸 山 達 也

恵曇加入区（漁業協同組合JFしまね）

公

告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和2年1月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
--------	----	------------

鹿足郡吉賀町朝倉1104番3	田	289
----------------	---	-----

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和2年2月1日	権利の始期から令和17年12月31日まで	4,624

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和2年1月24日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課農地調整グループ

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年1月10日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和元年12月23日から令和2年2月27日まで

3 作業地域

益田市匹見町澄川地内

正

誤

令和元年12月13日付け島根県報号外第82号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第479号 の表中	後 A	後 B

|

|

└───┘

|

└───┘